

第 3 編

都市計画法の規定による開発許可制度の事務処理要領

都市計画法の規定による開発許可制度の事務処理要領

この要領は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づく開発許可制度の円滑な運用を図るため、市町村長の事務並びに岩手県県土整備部都市計画課総括課長（以下「都市計画課総括課長」という。）の事務及び広域振興局土木部長の事務の処理の進め方について定めるものとする。

I 開発許可等の事務処理

第 1 開発行為の許可事務及び建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定事務（法第 29 条、第 41 条）

法第 29 条の規定による開発行為の許可事務及び法第 41 条の規定による用途地域が定められていない土地の区域内における建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定事務の処理は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

（1）申請書の受理

ア 開発行為許可申請書（都市計画法による開発許可に係る手続等に関する要領（平成 20 年 1 月 30 日付け都第 432 号県土整備部都市計画課総括課長通知。以下「手続等要領」という。）様式第 1－1 号又は様式第 1－2 号）を申請者から提出させるものとする。

イ 提出させる申請書の部数は、開発行為の土地の所在する区域区分等に応じ、（4）のとおりとする。

（2）審査等

ア 申請書の提出を受けた市町村長は、法第 30 条に規定する申請書の記載事項、収入証紙の金額及び添付図書の適否並びに法第 33 条に規定する基準に合致しているかどうか、市街化調整区域に係る開発行為にあつては、法第 34 条に規定する市街化調整区域における許可基準に適合することを証する図書の適否及び当該許可基準に適合するかどうかについて審査する。

イ 不備事項がある場合は、その整備について、申請者及び申請者の委託を受けて申請書及び添付図書を作成する者（以下「申請者等」という。）に指示するものとし、必要に応じて現地調査を行うものとする。

また、開発区域が水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する浸水想定区域その他災害の発生のおそれのある区域内にある場合は、申請者に対して情報提供を行い、その旨を副申書（様式第 1 号）に明記するものとする。

（3）関係部局等との調整

当該開発行為に関し、別表により、必要に応じて他の法令等による許可、認可、確認事務等の担当部局等と調整を図るとともに、関係条例に基づく届出等の状況について申請者等に確認するものとする。

また、申請者を当該市町村が誘致する場合、申請者に対して当該市町村が自らが所有する土地を利用させる場合等その立地に当該市町村が積極的に関わる場合は、関係部局と調整のうえ、地域住民の反対の有無その他の立地上の支障及びその対応状況について副申書に明記するものとする。

（4）申請書の進達

（2）及び（3）の審査、関係部局等との調整等を了した申請については、申請書に副申書（様式第 1 号）を添えて、開発行為の土地の所在する区域区分等に係る以下の表に従って、進達するものとする。

この場合において、当該申請になお不備事項等がある場合には、副申書にその旨明記するものとする。

当該土地を所管する広域振興局	区域区分	申請書提出部数	副申書の名宛人	副申書の進達先	副申書に添付する申請書の部数等
盛岡広域振興局 県南広域振興局	市街化調整区域以外	正本 1 部 副本 1 部	所管広域振興局長	所管広域振興局土木部長	正本 1 部 (副本 1 部は市町村保管)
	市街化調整区域	正本 1 部 副本 2 部	知事	所管広域振興局土木部長	正本 1 部・副本 1 部 (副本 1 部は市町村保管)
沿岸広域振興局 県北広域振興局	—				

2 広域振興局土木部長の事務

- (1) 開発行為を行う土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域（市街化調整区域を除く。）又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、関係機関との協議

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、1(2)及び(3)と同様に審査等を行い、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとし、当該申請に係る内容が他法令の規定による規則等に関連する場合は、必要に応じ、関係機関と協議するものとする。

信用の審査に当たっては、申請者及びその役員が暴力団員等ではないことについて、所定の方法により速やかに、都市計画課総括課長へ照会依頼する。

イ 行政処分等

(7) 当該申請が都市計画法等の規定に適合すると認めるときは、許可処分をし、申請者に許可指令書を交付するとともに、市町村長にその旨通知するものとする。

この場合においては、法第 46 条の規定による開発登録簿（様式第 7 号）に、法第 47 条第 1 項の規定による登録を行うものとする。法第 47 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当する場合にあっても、同様とする。

(4) 当該開発区域に用途地域が定められていないときは、当該市町村長の意見を考慮し、必要に応じ、用途地域を想定し、法第 41 条に基づく建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定をするとともに、その旨を申請者及び市町村長に通知するものとする。

- (2) 開発行為を行う土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、関係機関との協議

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、1(2)及び(3)と同様に審査等を行い、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとし、当該申請に係る内容が他法令の規定による規則等に関連する場合は、必要に応じ、関係機関と協議するものとする。

イ 申請書の進達

アの審査等を了した申請について、正本（副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。）を添えて、様式第 2 号により、岩手県県土整備部長（以下「県土整備部長」という。）を名宛人として、都市計画課総括課長に進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、2(1)と同様である。

この場合において、当該申請が都市計画法等の規定に適合すると認めるときに行う許可処分について、申請者に許可指令書を交付した旨を通知する相手方は、所管広域振興局土木部長及び市町村長である。

なお、許可事務を所管する広域振興局土木部長から、信用の審査に係る照会を受けた場合は、とりまとめのうえ遅滞なく警察本部へ照会する。警察本部から回答があった場合には、速やかに広域振興局土木部長へ回答する。

第 1－2 開発行為の協議事務及び建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定事務（法第 34 条の 2、第 41 条）

法第 34 条の 2 の規定による開発行為の協議事務及び法第 41 条の規定による用途地域が定められていない土地の区域内における建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定事務の処理は、第 1 に準じて処理するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 1（1）	開発行為許可申請書（手続等要領様式第 1－1 号又は様式第 1－2 号）	開発行為協議書（手続等要領様式第 1－3 号）
第 1 1（2）	法第 30 条に規定する申請書の記載事項、収入証紙の金額	協議書の記載事項
第 1 2（1）イ及び 3	許可指令書	協議成立通知書

第 2 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認事務（法第 37 条）

法第 37 条の規定による工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認事務は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

（1）申請書の受理

ア 工事完了公告前の建築物又は工作物の建築（建設）承認申請書（手続等要領様式第 9 号）を提出させるものとする。

イ 提出させる申請書の部数は、建築（建設）を行う土地の所在する区域区分等に応じ、第 1 の 1（4）の表のとおりとする。

（2）審査等

申請書の提出を受けた市町村長は、申請書の記載事項、添付書類の適否及び当該申請が法第 37 条に係る審査基準に照らし、当該開発行為と並行して当該建築物（工作物）を建築（建設）することに支障がないかどうかを審査し、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（3）建築主事との協議

当該市町村長が特定行政庁である場合は、当該申請建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上支障がないかどうか審査するため、建築主事と協議するものとする。

（4）申請書の進達

（2）及び（3）の審査等、建築主事との協議を了した申請については、申請書に副申書（様式第 3 号）を添えて、開発行為の土地の所在する区域区分等に係る第 1 の 1（4）の表に従って、進達するものとする。

2 広域振興局土木部長の事務

（1）建築（建設）を行う土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域（市街化調整区域を除く。）又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、建築主事との協議

(7) 市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、1(2)と同様に審査等を行い、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとする。

(4) 当該申請建築物に係る開発区域を含む行政区域の市町村長が特定行政庁でない場合は、建築基準法上支障がないかどうかを審査するため、必要に応じ建築主事と協議するものとする。

イ 行政処分等

当該申請が適正と認められる場合は承認し、開発工事完了公告前の建築（建設）承認指令書を交付するとともに、その旨を市町村長に通知するものとする。

(2) 建築（建設）を行う土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、建築主事との協議

2(1)アに準じた処理をする。

イ 申請書の進達

アの審査等を了した申請について、正本（副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。）を添えて、県土整備部長を名宛人として、都市計画課総括課長に様式第4号により進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、2(1)と同様である。（ただし、2(1)ア（イ）を除く。）

また、当該申請が適正と認められる場合に行う承認について、申請者に開発工事完了公告前の建築（建設）承認指令書を交付した旨を通知する相手方は、所管広域振興局土木部長及び市町村長である。

第3 開発許可に基づく地位の承継事務（法第44条、第45条）

法第44条の規定による開発許可を受けた者の一般承継届出の受理及び法第45条の規定による開発許可を受けた者の特定承継の承認の事務処理は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

(1) 申請書等の受理

ア 開発許可・建築許可に基づく地位承継届出書（手続等要領様式第4号）又は開発許可に基づく地位承継承認申請書（手続等要領様式第5号）を提出させるものとする。

イ 提出させる届出書又は申請書の部数は、開発許可を受けた土地の所在する区域区分等に応じ、第1の1(4)の表のとおりとする。

(2) 審査等

届出書又は申請書の提出を受けた市町村長は、届出書又は申請書の記載事項及び添付図書の適否並びに申請書にあっては収入証紙の金額及び承認基準を充たしているかどうかを審査し、不備事項がある場合は、その整備について、届出者若しくは届出者の委託を受けて届出書及び添付図書を作成する者（以下「届出者等」という。）又は申請者等に指示するものとする。

(3) 関係機関との調整

当該地位承継に係る開発行為が、他法令等の所管に係るものであるときは、当該法令を所管する関係機関と調整を図るものとする。

(4) 申請書等の進達

(2)及び(3)の審査等、関係部局等との調整を了した届出又は承認申請については、申請書等に副申書を添えて、開発行為の土地の所在する区域区分等に係る第1の1(4)の表に従って、進達するものとする。

2 広域振興局土木部長の事務

(1) 承継に係る開発許可を受けた土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域(市街化調整区域を除く。)又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、関係機関等との調整

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、1(2)及び(3)と同様に審査等、関係機関等との調整を行い、不備事項がある場合は、その整備について届出者等又は申請者等に指示するものとする。

信用の審査に当たっては、申請者及びその役員が暴力団員等ではないことについて、所定の方法により速やかに、都市計画課総括課長へ照会依頼する。

イ 行政処分等

アの審査等を了した届出又は承認申請について、当該届出又は承認申請内容により承継することが支障なく、適正と認められる場合は、届出者に開発許可に基づく地位承継届出書受理通知書又は申請者に開発許可に基づく地位承継承認指令書を交付するとともに、その旨を市町村長に通知するものとする。

(2) 承継に係る開発許可を受けた土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、関係機関等との協議

1(2)及び(3)に準じた処理をする。

イ 申請書の進達

アの審査等を了した申請について、正本(副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。)を添えて、県土整備部長を名宛人として、都市計画課総括課長に進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、2(1)と同様である。

この場合において、当該届出又は承認申請内容により承継することが支障なく適正と認められる場合に、届出者に開発許可に基づく地位承継届出書受理通知書を交付した旨及び申請者に開発許可に基づく地位承継承認指令書を交付した旨を通知する相手方は、所管広域振興局土木部長及び市町村長である。

なお、許可事務を所管する広域振興局土木部長から、信用の審査に係る照会を受けた場合は、とりまとめのうえ遅滞なく警察本部へ照会する。警察本部から回答があった場合には、速やかに広域振興局土木部長へ回答する。

第4 開発行為の廃止事務(法第38条)

法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出に係る事務は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

(1) 届出書の受理

ア 開発行為に関する工事の廃止の届出書（手続等要領様式第6号）を提出させるものとする。

イ 提出させる届出書の部数は、届出に係る開発行為の土地の所在する区域区分等に応じ、第1の1(4)の表のとおりとする。

(2) 現地調査

届出書の提出を受けた市町村の担当職員は、届出に係る現地を、必要に応じて広域振興局土木部の担当職員とともに調査するものとする。

(3) 関係機関との調整

当該届出に係る開発行為が、他法令等の所管に係るものであるときは、当該法令を所管する関係機関と調整を図るものとする。

(4) 届出書の進達

(2)及び(3)の調査等を了した届出書については、届出に係る開発行為の土地の所在する区域区分等に係る第1の1(4)の表に従って、進達するものとする。

2 広域振興局土木部長の事務

(1) 届出に係る開発行為の土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域（市街化調整区域を除く。）又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 現地調査、必要な措置に関する指示等

(ア) 1(2)及び(3)に準じた処理をする。

(イ) 届出のあった土地における公共施設の機能が損なわれている場合は、工事前の機能と同様な状況に回復するよう、届出者に必要な措置を講じさせるものとする。

イ 受理通知書の交付等

開発行為に関する工事の廃止の届出のあった土地における公共施設の機能等が損なわれておらず、他法令等を所管する関係機関と調整が図られた場合は、開発行為に関する工事の廃止の届出書を受理するとともに、届出者に受理通知書を交付し、その旨を市町村長に通知するものとする。

(2) 届出に係る開発行為の土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 現地調査、関係機関との調整等

1(2)及び(3)に準じた処理をする。

イ 届出書の進達

アの調査等を了した届出書については、正本（副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。）を添えて、県土整備部長を名宛人として、都市計画課総括課長に進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、2(1)と同様である。

この場合において、開発行為に関する工事の廃止の届出書を受理し、受理通知書を届出者に交付した旨を通知する相手方は、所管広域振興局土木部長及び市町村長である。

第5 開発行為の変更許可（変更届出書の受理）事務（法第35条の2）

法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更許可事務及び法第35条の2第3項の規定による開発行為変更届出書の受理事務は、次によるものとする。

1 開発行為の変更許可事務

（1）市町村長の事務

ア 申請書の受理

（ア） 開発行為変更許可申請書（手続等要領様式第2－1号）を提出させるものとする。

（イ） 提出させる申請書の部数は、変更に係る開発行為の土地の所在する区域区分等に応じ、第1の1（4）の表のとおりとする。

イ 審査等

申請書の提出を受けた市町村長は、第1の1（2）及び（3）に準じて、審査、調整し、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示し、及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

ウ 申請書の進達

イの審査等を了した申請については、申請書に副申書を添えて、開発行為の土地の所在する区域区分等に係る第1の1（4）の表に従って、進達するものとする。

この場合において、当該申請になお不備事項等がある場合には、副申書にその旨明記するものとする。

（2）広域振興局土木部長の事務

ア 開発行為を行う土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域（市街化調整区域を除く。）又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

（ア） 審査等、関係機関との協議

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、（1）イと同様に審査等を行い、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとし、必要に応じて、関係機関と協議するものとする。

（イ） 行政処分等

当該申請が都市計画法等の規定に適合すると認めるときは、許可処分をし、申請者に許可指令書を交付するとともに、市町村長にその旨通知するものとする。

この場合においては、法第46条の規定による開発登録簿（様式第7号）に、法第47条第1項の規定による登録を行うものとする。法第47条第2項及び第3項の規定に該当する場合にあっても、同様とする。

イ 開発行為を行う土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

（ア） 審査等、関係機関との協議

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、1（1）イと同様に審査等を行い、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとし、当該申請に係る内容が他法令の規定による規則等に関連する場合は、必要に応じ、関係機関と協議するものとする。

（イ） 申請書の進達

（ア）の審査等を了した申請について、正本（副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。）を

添えて、様式第 2 号により、県土整備部長を名宛人として、都市計画課総括課長に進達するものとする。

(3) 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、(2)アと同様である。

この場合において、当該申請が都市計画法等の規定に適合すると認めるときに行う許可処分について、申請者に許可指令書を交付した旨を通知する相手方は、所管広域振興局土木部長及び市町村長である。

2 開発行為変更届出書の受理事務

(1) 市町村長の事務

ア 届出書の受理

(ア) 開発行為変更届出書（手続等要領様式第 3 号）を提出させるものとする。

(イ) 提出させる届出書の部数は、届出に係る開発行為の土地の所在する区域区分等に応じ、第 1 の 1 (4) の表のとおりとする。

イ 審査等

届出書の提出を受けた市町村長は、変更に係る事項が、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。）第 28 条の 4 に掲げる事項であること及び必要な添付図書が添付されていることを審査し、不備事項がある場合は、その整備について、届出者等に指示するものとする。

ウ 届出書の進達

イの審査を了した届出書については、届出書に副申書（様式第 5 号）を添えて、届出に係る開発行為の土地の所在する区域区分等に係る第 1 の 1 (4) の表に従って、進達するものとする。

(2) 広域振興局土木部長の事務

ア 届出に係る開発行為の土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域（市街化調整区域を除く。）又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

(ア) 審査等、関係機関との協議

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、(1)イと同様に審査等を行い、不備事項がある場合は、その整備について届出者等に指示するものとし、必要に応じて、関係機関と協議するものとする。

(イ) 受理通知書の交付等

当該届出が省令第 28 条の 4 の規定に該当し、適正であると認めるときは、届出者に開発行為変更届出書受理通知書を交付するとともに、その旨を市町村長に通知するものとする。

イ 届出に係る開発行為の土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

(ア) 審査等

(1)イに準じた処理をする。

(イ) 届出書の進達

(ア)の審査等を了した届出書については、正本(副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。)

を添えて、様式第 6 号により、県土整備部長を名宛人として、都市計画課総括課長に進達するものとする。

(3) 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、(2)アと同様である。

この場合において、開発行為変更届出書を受理し、受理通知書を届出者に交付した旨を通知する相手方は、所管広域振興局土木部長及び市町村長である。

第５－２ 開発行為の変更協議事務（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 34 条の 2 第 1 項）

法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 34 条の 2 の規定による開発行為の変更協議事務の処理は、第 5 に準じて処理するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 1 (1) ア	開発行為変更許可申請書（手続等要領様式第 2－1 号）	開発行為変更協議書（手続等要領様式第 2－2 号）
第 5 1 (1) イ	第 1 の 1 (2) 及び (3) に準じて、審査、調整し、	協議書の記載事項及び添付図書の適否並びに法第 33 条に規定する基準に合致しているかどうか、市街化調整区域に係る開発行為にあつては、法第 34 条に規定する市街化調整区域における許可基準に適合することを証する図書の適否及び当該許可基準に適合するかどうかについて審査し、第 1 の 1 (3) に準じて調整するとともに、
第 5 1 (2) ア (イ) 及び 1 (3)	許可指令書	協議成立通知書

第 6 工事完了の検査事務（法第 36 条）

法第 36 条の規定による開発行為に関する工事が完了した場合の工事完了検査及び工事完了公告の事務処理又は中間検査を行うこととした場合の事務処理は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

(1) 届出書の受理

工事完了届出書（手続等要領様式第 7－1 号）、中間検査届出書（手続等要領様式第 7－2 号）又は公共施設工事完了届出書（手続等要領様式第 8 号）を提出させるものとする。

(2) 届出書の進達

提出させる届出書の部数は、届出に係る開発行為の土地の所在する区域区分等に応じ、第 1 の 1 (4) の表のとおりとする。

2 広域振興局土木部長の事務

(1) 届出に係る開発行為の土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域（市街化調整区域を除く。）又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 1 (2) の進達を受けた広域振興局土木部長は、検査の日時を定め、申請者、工事施行者及び市町村長に通知し、立会を求め、検査を実施するものとする。

イ 工事完了検査の結果、申請内容どおり完了したと認められた場合は、広域振興局長名で、申請者に開発行為に関する工事の検査済証（様式第 7 号）又は公共施設に関する工事の検査済証（様式第 8 号）を交付するとともに、市町村長に通知するものとする。

ウ イの検査済証を交付した場合は、工事完了の告示に係る岩手県報への登載の手続きをするものとし、告示がされた場合は、その旨を市町村長に通知するものとする。

エ 中間検査は工事完了検査の一部であり、検査済証の交付及び工事完了告示は、イ及びウのとおりとする。

- (2) 届出に係る開発行為の土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長は、1(2)の進達を受けた届出書について、正本（副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。）を添えて、県土整備部長を名宛人として、都市計画課総括課長に進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、2(1)と同様である。

この場合において、検査の立会の依頼については、所管広域振興局土木部長に対しても行うものとする。

また、検査済証を交付した旨及び検査済証を交付した場合における工事完了の告示がされた旨の通知は、所管広域振興局土木部長及び市町村長に対して行うものとする。

第7 建築物の形態制限の特例許可事務（法第41条）

法第41条の規定により、用途地域の定められていない土地において、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限の指定をした場合の当該制限の特例許可に係る事務処理は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

(1) 申請書の受理

ア 用途地域の定めのない都市計画区域における建築物（工作物）の特例許可申請書（手続等要領様式第10号）を提出させるものとする。

イ 提出させる申請書の部数は、申請に係る開発許可を受けた土地の所在する区域区分等に応じ、第1の1(4)の表のとおりとする。

(2) 審査等

申請書の提出を受けた市町村長は、申請書の記載事項、収入証紙の金額及び添付図書の適否並びに当該申請内容が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められ、又は公益上やむを得ないかどうかを審査し、不備事項がある場合はその整備について申請者等に指示するものとする。

(3) 建築主事との協議

建築基準法第55条、第57条、第58条等に規定する制限の例外許可の運用に準ずる取扱いをするものとし、当該市町村長が特定行政庁である場合は、建築主事と協議するものとする。

(4) 申請書の進達

(2)及び(3)による審査等、関係部局等との調整を了した申請については、申請書に副申書を添えて、開発許可を受けた土地の所在する区域区分等に係る第1の1(4)の表に従って、進達するものとする。

2 広域振興局土木部長の事務

- (1) 申請に係る開発許可を受けた土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域（市街化調整区域を除く。）又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、1(2)と同様に審査等を行い、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとする。

イ 建築主事との協議

当該申請に係る開発区域を含む行政区域の市町村長が特定行政庁でない場合は、建築基準法第 55 条、第 57 条、第 58 条等に規定する制限の例外許可の運用に準ずる取扱いであるかどうかについて、必要に応じ建築主事と協議するものとする。

ウ 行政処分等

ア及びイの審査等の結果、当該申請内容が当該区域及びその周辺における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めるときは、申請者に用途地域の定められていない土地における建築物の特例許可指令書を交付するとともに、その旨を市町村長に通知するものとする。

(2) 申請に係る開発許可を受けた土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、建築主事との協議

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、2(1)ア及びイに準じた処理をする。

イ 申請書の進達

アの審査等を了した申請について、正本（副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。）を添えて、県土整備部長を名宛人として、都市計画課総括課長に進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、2(1)と同様である。（ただし、2(1)イを除く。）

また、申請者に建築物の特例許可指令書を交付した旨を通知する相手方は、所管広域振興局土木部長及び市町村長である。

第 8 予定建築物等以外の建築等の許可事務（法第 42 条第 1 項）

法第 42 条第 1 項の規定による予定建築物等以外の建築等の許可事務は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

(1) 申請書の受理

ア 予定建築物等以外の建築等許可申請書（手続等要領様式第 11-1 号）を提出させるものとする。

イ 提出させる申請書の部数は、申請に係る開発許可を受けた土地の所在する区域区分等に応じ、第 1 の 1(4)の表のとおりとする。

(2) 審査等

申請書の提出を受けた市町村長は、申請書の記載事項、収入証紙の金額及び添付図書の適否並びに許可基準に適合しているかどうかを審査し、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとする。

(3) 建築主事との協議

当該市町村長が特定行政庁である場合は、建築主事と協議するものとする。

(4) 申請書の進達

(2)及び(3)による審査等、建築主事との協議を了した申請については、申請書に副申書を添えて、開発許可を受けた土地の所在する区域区分等に係る第1の1(4)の表に従って、進達するものとする。

2 広域振興局土木部長の事務

(1) 申請に係る開発許可を受けた土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域(市街化調整区域を除く。)又は県南広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は県南広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、建築主事との協議

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、1(2)と同様に審査等を行い、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示し、必要に応じ建築主事と協議するものとする。

イ 行政処分等

アの審査等の結果、当該申請内容が支障がなく適正であると認めた場合は、申請者に予定建築物等以外の建築等の許可指令書を交付するとともに、その旨を市町村長に通知するものとする。

(2) 申請に係る開発許可を受けた土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

盛岡広域振興局土木部長又は沿岸広域振興局土木部長若しくは県北広域振興局土木部長の事務は、以下のとおりである。

ア 審査等、建築主事との協議

市町村長からの進達を受けた所管広域振興局土木部長は、1(2)及び(3)に準じた処理をする。

イ 申請書の進達

アの審査等、建築主事との協議を了した申請について、正本(副本は、所管広域振興局土木部長が保管するものとする。)を添えて、県土整備部長を名宛人として、都市計画課総括課長に進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

所管広域振興局土木部長から進達を受けた都市計画課総括課長が行う事務は、2(1)と同様である。(ただし、2(1)アのうち建築主事との協議を除く。)

また、申請者に予定建築物等以外の建築等の許可指令書を交付した旨を通知する相手方は、所管広域振興局土木部長及び市町村長である。

第8-2 予定建築物等以外の建築等の協議事務(法第42条第2項)

法第42条第2項の規定による予定建築物等以外の建築等の協議事務処理は、第8に準じて処理するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8 1(1)	予定建築物等以外の建築等許可申請書(手続等要領様式第11-1号)	予定建築物等以外の建築等協議書(手続等要領様式第11-2号)
第8 2(1)イ	許可指令書	協議成立通知書

第9 市街化調整区域における建築等の許可事務(法第43条第1項)

市街化調整区域における開発許可を受けた開発区域以外の区域での建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設についての許可の事務処理は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

(1) 申請書の受理

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（手続等要領様式第 12－1 号）は、正本 1 部及び副本 2 部を提出させるものとする。この場合においては、市街化調整区域における許可基準に該当することを証する図書を添付させるものとする。

（2） 審査等

申請書の提出を受けた市町村長は、申請書の記載事項及び添付図書の適否並びに都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 36 条に規定する市街化調整区域における許可基準に適合するかどうかについて審査し、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとする。また、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（3） 関係部局等との調整

第 1 の 1（3）に準じ、他の法令等による許可、認可、確認事務等の担当部局等と調整を図るものとする。

（4） 申請書の進達

（2）及び（3）による審査等、関係部局等との調整を了した申請について、正本 1 部及び副本 1 部を知事あて、所管広域振興局土木部長に進達するものとする。

2 広域振興局土木部長の事務

（1） 審査等

申請書の進達を受けた広域振興局土木部長は、1（2）及び（3）と同様に審査、調整し、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（2） 建築主事との協議

当該申請に係る開発区域を含む行政区域の市町村長が特定行政庁でない場合は、建築主事と協議するものとする。

（3） 申請書の進達

（1）及び（2）の審査等、建築主事との協議を了した申請について、正本を県土整備部長あて、都市計画課総括課長に進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

（1） 審査等

2（3）の進達を受けた都市計画課総括課長は、1（2）及び（3）と同様に審査、調整し、不備事項がある場合は、その整備について申請者等に指示するものとする。

（2） 行政処分等

（1）の審査等の結果、当該申請が、都市計画法等の規定に適合すると認めるときは、許可処分をし、申請者に許可指令書を交付するとともに、その旨を所管広域振興局土木部長及び市町村長に通知するものとする。

第 9－2 市街化調整区域における建築等の協議事務（法第 43 条第 3 項）

市街化調整区域における開発許可を受けた開発区域以外の区域での建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設についての協議の事務処理は、第 9 に準じて処理するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 9 1（1）	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（手続等要領様式第 12－1 号）	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書（手続等要領様式第 12－2 号）
第 9 3（2）	許可指令書	協議成立通知書

第 10 建築確認申請書に添付しなければならない証明書の交付等事務

建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする場合において、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 第 1 項及び第 3 条第 5 項の規定により、建築等に関する確認申請書に法第 29 条等の規定に適合していることを証する書面を添付しなければならない場合において、省令第 60 条第 1 項の規定による求めに応じて当該証明書を交付する場合の交付等に関する事務処理は、次によるものとする。

- 1 建築等に関する確認申請を行おうとする者は、あらかじめ、当該確認申請に係る建築物の所在する土地の区域区分等に係る以下の表に従って、省令第 60 条第 1 項の規定による証明書交付申請書（法第 41 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請する場合にあっては、手続等要領様式第 15 号による。）に証明すべき内容を説明する次に掲げる図書等を添付して、正本 1 部を提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 開発区域内での区画の位置を示す案内図
- (3) 建築物計画書（敷地面積、建築面積、延べ床面積等の求積図、平面立面図等で所要寸法を記入したもの）

当該土地を所管する広域振興局	区域区分	申請書の名宛人	申請書の提出先
盛岡広域振興局、 県南広域振興局	市街化調整区域以外	所管広域振興局長	所管広域振興局土木部長
	市街化調整区域	知事	都市計画課総括課長
沿岸広域振興局、 県北広域振興局	—		

- 2 都市計画課総括課長及び広域振興局土木部長は、当該申請書を審査し、法第 29 条等の内容に適合していると認めるときは、証明書を交付するものとする。

- 3 次の各号に掲げる場合にあっては、当分の間、証明書に代えて、当該各号に掲げる書面の写しを添付することにより、建築等に関する確認申請書を提出できるものとする。

- (1) 法第 29 条の規定による開発行為の許可の内容に適合していることの証明 **開発行為許可指令書及び開発行為に関する工事の検査済証**
- (2) 法第 37 条ただし書の規定による承認の内容に適合していることの証明 **当該承認指令書**
- (3) 法第 41 条第 2 項ただし書の許可の内容に適合していることの証明 **当該許可指令書**
- (4) 法第 42 条第 1 項の許可の内容に適合していることの証明 **当該許可指令書**
- (5) 法第 43 条の許可の内容に適合していることの証明 **当該許可指令書**
- (6) 旧法（都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）による改正前の法をいう。）第 43 条第 1 項第 6 号ロの規定による既存宅地の確認の内容に適合していることの証明 **当該証明書（ただし、平成 13 年 5 月 18 日又は確認日から 5 年以内のものに限る。）**

第 11 既存権利の届出事務（法第 34 条第 13 号）

市街化調整区域に定められた時点で自己の居住用又は自己の業務用に土地又は土地の利用に関する権利を有していた者が行う既存権利の届出に関する事務処理は、次によるものとする。

- 1 市町村長の事務

(1) 届出書の受理

既存権利の届出書（手続等要領様式第 13 号）は、正本 1 部及び副本 2 部を都市計画の決定又は変更の日から起算して 6 月以内に提出させるものとする。

(2) 審査等

届出書の提出を受けた市町村長は、届出書の記載事項及び添付図書の適否並びに法第 34 条第 13 号の規定に適合するかどうかを審査し、不備事項がある場合は、その整備について届出者等に指示するものとする。

(3) 届出書の進達

(2) による審査等を了した届出について、正本 1 部及び副本 1 部を知事あて、所管広域振興局土木部長に進達するものとする。

2 広域振興局土木部長の事務

(1) 審査等

1 (3) の進達を受けた広域振興局土木部長は、1 (2) と同様に審査等し、不備事項がある場合は、その整備について届出者等に指示するものとする。

(2) 届出書の進達

(1) の審査等を了した届出について、正本を県土整備部長あて、都市計画課総括課長に進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

(1) 審査等

2 (2) の進達を受けた都市計画課総括課長は、1 (2) と同様に審査し、不備事項がある場合は、その整備について届出者等に指示するものとする。

(2) 受理通知書の交付等

(1) の審査等の結果、当該届出が法第 34 条第 13 号の規定に適合していると認めた場合は、届出者に受理通知書を交付するとともに、その旨を所管広域振興局土木部長及び市町村長に通知するものとする。

第 12 監督処分等事務（法第 80 条、第 81 条）

法第 81 条第 1 項各号に掲げる行為（以下「違反行為」という。）の是正等の監督処分等に関する事務処理は、次によるものとする。

1 市町村長の事務

市町村長は、法に関し住民等に対する周知等に努めるとともに、違反行為又はその疑いがある場合は、情報収集を行い、知事あて、当該違反行為又はその疑いのある行為がなされた土地を所管する広域振興局土木部長に対して報告するものとする。この場合において、当該行為が、別表に掲げる法令等の制限に係るものであるときは、当該関係法令所管課等と相互に連絡するものとする。

2 広域振興局土木部長の事務

1 の報告を受けた広域振興局土木部長は、当該違反行為が建築行為に係る場合は必要に応じて建築主事と連絡を取り、情報収集を行い、必要に応じて指導し、当該者に対して法第 80 条第 1 項の規定による報告等を求め、若しくは必要な勧告等を行うとともに、都市計画課総括課長に、報告し、又は市町村長からの報告書を進達するものとする。

3 都市計画課総括課長の事務

(1) 関係機関との調整等

2の報告又は進達を受けた都市計画課総括課長は、違反行為が他法令に係るものであるときは、当該関係法令所管課等と相互に連絡するものとする。

(2) 情報収集、指導等

内容に応じ、情報収集を行い、必要に応じて指導し、法の規定による許可等を受けた者に係る場合にあっては当該者に対して法第 80 条第 1 項の規定により報告等を求め、若しくは必要な勧告等を行い、土地の所有者、占有者等の了解を得て、若しくは法第 82 条の規定による立入検査を行い、又は法第 81 条の監督処分（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条以下の手続きを含む。）を行う等必要な措置を講ずるものとする。

この場合において、法第 81 条第 1 項の規定による命令を行ったとき（違反行為に係る建築物が既に居住の用に供されている場合を除く。）は、「開発許可制度に対する水道事業者等の協力について」（昭和 44 年 12 月 26 日建設省計宅地開発第 129 号建設省都計発第 185 号。建設省計画局長建設省都市局長通達）により、水道事業者、電気事業者又はガス事業者に対して、水道、電気又はガスの供給の申込みの承諾を保留するよう要請するものとする。

(※編注：様式第 7 号開発登録簿は省略)

別表

種 別	根拠法令
予定建築物等	建築基準法（昭和25年法律第201号）
（１） 宅地造成等工事規制区域 （２） 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項
特定都市河川流域	特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第２条第２項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第２条
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項
（１） 農地 （２） 採草放牧地	農地法（昭和27年法律第229号）第２条第１項
地域森林計画区域	森林法（昭和26年法律第249号）第５条第１項
（１） 国立公園 （２） 国定公園 （３） 県立自然公園	自然公園法（昭和32年法律第161号）第２条第２号から第４号まで
原生自然環境保全地域	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第１項
自然環境保全地域	自然環境保全法第22条第１項及び岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条
環境緑地保全地域	岩手県自然環境保全条例第20条第１項
景観計画区域	景観法（平成16年法律第110号）第８条第２項第１号
廃棄物が地下にある土地に係る指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17

副 申 書

第 号
年 月 日

様

市（町村）長

都市計画法 { 第29条（第35条の2第1項）
（第35条の2第4項において準用する）第34条の2第1項 } の規定による { 開発行為（変更）許可申請書
開発行為（変更）協議書 }
を送付します。

審査事項

用途 地 域 等 の 地 域 等	用途 地域 等	都市計画区域（内・外） 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業 地域、工業専用地域、用途地域の指定なし、市街化調整区域			
	風致地区（第1種、第2種、第3種、第4種・外）				
	都市計画施設の区域（内・外）				
	市街地開発事業の施行区域（内・外）				
	地区計画、集落地区計画等の区域（内・外）				
	宅地造成及び特定盛土等規制法第10条の宅地造成等工事規制区域又は同第26条の特定盛土等規制区域（内・外）				
	建築基準法第39条第1項の災害危険区域（内・外）				
	地すべり等防止法第3条第1項の規定による地すべり防止区域（内・外）				
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域（内・外）				
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（内・外）				
	特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第2条第2項の特定都市河川流域（内・外）				
	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項の農用地区域（内・外）				
	森林法第5条第2項第1号の地域森林計画区域（内・外）				
	自然公園法第2条第2号から第4号までのいずれかの公園（内・外）				
	自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、第22条第1項若しくは第45条第1項の自然環境保全地域又は 岩手県自然環境保全条例第20条第1項の環境緑地保全地域（内・外）				
農地法の許可等		要否 必要・不要	内 容	申請 有・未	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17 第1項の指定区域における届出の状況		該当（有・無）	提出（有・未・提出予定日	年 月 日）	
土壌汚染対策法第4条第1項の届出の状況		該当（有・無）	提出（有・未・提出予定日	年 月 日）	
景観法第16条第1項の届出又は同条第5項の通知の状況		該当（有・無）	提出（有・未・提出予定日	年 月 日）	
その他の法令の制限		該当 有・無	内 容	申請等 有・未	
県条例に よる届出 等の状況	ひとにやさしいまちづくり条例	該当（有・無）	提出（有・未・提出予定日	年 月 日）	
	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例	該当（有・無）	提出（有・未）		
法第30条の許可申請の手續の適否（適・否）					
法第33条の許可申請の適否（適・否）					
法第34条第14号許可基準該当性についての意見					
法第41条の指定についての意見					
その他の意見（災害の発生のおそれのある区域等の情報提供並びに立地上の支障及び対応状況がある場合はその旨）					

第 号
年 月 日

県土整備部長 様

広域振興局土木部長

開発行為（変更）許可申請書の進達について

都市計画法 { 第29条（第35条の2第1項）
（第35条の2第4項において準用する）第34条の2第1項 } の規定による { 開発行為（変更）許可申請書
開発行為（変更）協議書 }

が提出され、下記事項を審査した結果適正と認められるので、進達します。

記

- 1 申請者
- 2 法第30条の許可申請の手続の適否（適・否）
- 3 法第33条の許可基準への適合（適・否） ※別記
- 4 建築基準法上の支障の有無（有・無）
- 5 宅地造成及び特定盛土等規制法上の支障の有無（有・無）
- 6 災害の発生のおそれのある区域の有無（有・無）及び情報提供の有無（有・無） ※別記
- 7 その他の意見

様式第2号（第1の2関係） 別記

1 開発行為を行うのに適当でない区域の有無（法第33条第1項第8号 技術基準）

(1)	災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項）	（有・無）
(2)	地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項）	（有・無）
(3)	土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項）	（有・無）
(4)	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項）	（有・無）
(5)	浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項）	（有・無）

2 災害の発生のおそれのある区域の有無

(1)	浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項）	（有・無）
(2)	土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項）	（有・無）
	基礎調査により土砂災害が発生するおそれがあるとされた土地の区域（同法第4条第1項）	（有・無）
(3)	津波浸水想定に定める浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号）	（有・無）
	津波災害警戒区域（同法第53条第1項）	（有・無）
(4)	土石流危険渓流（県が公表している土砂災害危険箇所）	（有・無）
	地すべり危険箇所（県が公表している土砂災害危険箇所）	（有・無）
	急傾斜地崩壊危険箇所（県が公表している土砂災害危険箇所）	（有・無）
(5)	その他県又は市町村において把握している災害の発生のおそれのある区域 []	（有・無）

副 申 書

第 号
年 月 日

様

市（町村）長

都市計画法第37条第1項第1号の規定による開発行為に係る工事完了公告前の建築物又は工作物の建築（建設）承認申請書を送付します。

審査事項

1 記載事項の適否	(適・否)
2 添付書類等	(適・否)
3 開発行為と並行して建築物を建築することへの支障	(有・無)
4 建築主事との協議結果（※）	(適・否)
5 そ の 他 の 意 見	

※ 当該市町村長が特定行政庁である場合

様式第 4 号（第 2 関係）

第 号
年 月 日

県土整備部長 様

広域振興局土木部長

工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書の進達について

都市計画法第 37 条第 1 項第 1 号の規定による開発行為に係る工事完了公告前の建築物又は工作物の建築（建設）承認申請書が提出され、下記事項を審査した結果適正と認められるので進達します。

記

- 1 記載事項、添付書類等の適否（適・否）
- 2 開発行為と並行して建築物を建築することへの支障（有・無）
- 3 建築主事との協議結果（適・否） ※ 副申した市町村長が特定行政庁でない場合
- 4 その他の意見

副 申 書

第 号
年 月 日

様

市（町村）長

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定による開発行為変更届出書を送付します。

審査事項

1 変更に係る事項の適否	(適・否) 都市計画法施行規則第 28 条の 4 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 号} \\ \text{第 2 号} \\ \text{第 3 号} \end{array} \right\}$ に該当 (該当号を○で囲む。)
2 変 更 の 理 由	(適・否)
3 開発行為の許可の番号	(適・否)
4 添 付 図 書 等	(適・否)
5 そ の 他 の 意 見	

様式第 6 号（第 5 の 2 関係）

第 号
年 月 日

県土整備部長 様

広域振興局土木部長

開発行為変更届出書の進達について

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定による開発行為変更届出書が提出され、下記事項を審査した結果適正と認められるので進達します。

記

- 1 申請者
- 2 変更に係る事項の適否（適・否）
- 3 その他の意見

開発行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

岩手県知事（広域振興局長） 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 許可番号

年 月 日 第 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

3 許可を受けた者の住所及び氏名

公共施設に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

岩手県知事（広域振興局長） 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 許可番号

年 月 日 第 号

2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

4 許可を受けた者の住所及び氏名

〈参考〉 「都市計画法の規定による開発許可制度の事務処理要領」の概要

- 1 開発許可（法第29条）、開発行為の変更許可・変更届出（法第35条の2）、工事完了公告前の建築物等の建築等承認（法第37条）、開発行為の廃止（法第38条）、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定（法第41条）、建築物の形態制限の特例許可（法第41条）、予定建築物等以外の建築等の許可（法第42条）、市街化調整区域における建築許可等（法第43条）、開発許可等に基づく地位の承継（法第44条、第45条）

広域管轄	区域の区分	申請者	市町村	広域振興局土木部	都市計画課
盛岡・県南	市街化区域、非線引き都市計画区域及び都市計画区域外	許可申請書等 ※ 正本1部・副本1部を提出	受理・進達 〔審査・指導〕 ※ 正本1部を進達（開発許可、変更許可・届出、建築許可等に関しては副申書添付） ※ 関係課・建築主事等と調整	受理・許可等 〔審査・指導〕 ※ 許可等後、市町村へ通知 ※ 必要に応じて、法第41条により指定・通知 ※ 関係課・建築主事等と調整	
	市街化調整区域	許可申請書等 ※ 正本1部・副本2部を提出	受理・進達 〔審査・指導〕 ※ 正本1部・副本1部を進達（開発許可、変更許可・届出、建築許可等に関しては副申書添付） ※ 関係課・建築主事等と調整	受理・進達 〔審査・指導〕 ※ 正本1部を進達 ※ 関係課・建築主事等と調整	受理・許可等 〔審査・指導〕 ※ 許可等後、市町村及び広域振興局へ通知 ※ 必要に応じて、法第41条により指定・通知 ※ 関係課等と調整
沿岸・県北	---	許可申請書等 ※ 正本1部・副本2部を提出	受理・進達 〔審査・指導〕 ※ 正本1部・副本1部を進達（開発許可、変更許可・届出、建築許可等に関しては副申書添付） ※ 関係課・建築主事等と調整	受理・進達 〔審査・指導〕 ※ 正本1部を進達 ※ 関係課・建築主事等と調整	受理・許可等 〔審査・指導〕 ※ 許可等後、市町村及び広域振興局へ通知 ※ 必要に応じて、法第41条により指定・通知 ※ 関係課等と調整

2 工事完了の検査（法第36条）

広域管轄	区域の区分	申請者	市町村	広域振興局土木部	都市計画課
盛岡・県南	市街化区域、 非線引き都市計画区域 及び都市計画区域外	工事完了届出書 ※ 正本1部・副本1部を提出	受理・進達 [審査・指導] ※ 正本1部を進達	受理・検査・公告 [審査・指導] ※ 市町村へ立会依頼 ※ 検査済証の交付及び市町村へ通知 ※ 公告後、市町村へ通知	
	市街化調整区域	工事完了届出書 ※ 正本1部・副本2部を提出	受理・進達 [審査・指導] ※ 正本1部・副本1部を進達	受理・進達 [審査・指導] ※ 正本1部を進達	受理・検査・公告 [審査・指導] ※ 市町村及び広域振興局へ立会依頼 ※ 検査済証の交付並びに市町村及び広域振興局へ通知 ※ 公告後、市町村及び広域振興局へ通知
沿岸・県北	---	工事完了届出書 ※ 正本1部・副本2部を提出	受理・進達 [審査・指導] ※ 正本1部・副本1部を進達	受理・進達 [審査・指導] ※ 正本1部を進達	受理・検査・公告 [審査・指導] ※ 市町村及び広域振興局へ立会依頼 ※ 検査済証の交付並びに市町村及び広域振興局へ通知 ※ 公告後、市町村及び広域振興局へ通知

3 都市計画法施行規則第60条第1項に基づく証明書の交付（いわゆる「60条証明」）

	申請者	市町村	広域振興局土木部	都市計画課
広域振興局許可分	交付申請書 ※ 正本1部を直接広域振興局土木部へ提出		受理・証明 [審査]	
知事許可分	交付申請書 ※ 正本1部を直接都市計画課へ提出			受理・証明 [審査]

4 既存権利の届出（法第34条第13号）

申請者	市町村	広域振興局土木部	都市計画課
届 出 書 ※ 正本1部・副本2部を提出 ※ 都市計画の決定等の日から6月以内	受理・進達 [審査・指導] ※ 正本1部・副本1部を進達	受理・進達 [審査・指導] ※ 正本1部を進達	受理・受理通知 [審査・指導] ※ 受理通知書面発行後、市町村及び広域振興局へ通知

5 監督処分等（法第80条、第81条）

市町村	広域振興局土木部	都市計画課
情報収集・報告 ※ 法制度の周知・啓蒙 ※ 関係課・関係機関等との連携	受付・情報収集・報告 ※ 建築主事等の連携 ※ 必要に応じて法第80条第1項により報告等を求めるとともに勧告等を行う。	受付・情報収集・指導等 ※ 関係課・関係機関等との連携 ※ 必要に応じて、法第80条第1項により報告等を求めるとともに勧告等を行う。 ※ 必要に応じて、法第82条の規定により立入検査を行うとともに、法第81条の監督処分を行う。

Ⅱ 開発計画に係る事前指導の事務処理（昭和60年3月15日付け都第685号県都市計画課長通知）

第1 事前指導の手続

1 位置等に関する事前指導の手続

（1） 申出書の進達

ア 申出書の提出を受けた市町村長は、必要とする図書等が整備されていることを確認し、図書等が不備の場合は、その整備を指導するものとする。

イ 市町村長は、アによる指導後、申出書の1部を保管し、他の2部を速やかに都市計画課総括課長あて、所管広域振興局土木部長に進達するものとする。

ウ 進達を受けた所管広域振興局土木部長は、その1部を速やかに都市計画課総括課長に進達するものとする。

（2） 都市計画課総括課長の審査及び関連行政分野との調整

ア 都市計画課総括課長は、申出書を受理した場合、法第34条の規定等による基準への適合状況等について審査するとともに、関係課長に対し、他の法令による土地利用に関する規制状況等を照会し、必要な調整を図るものとする。

イ 市町村長は、県の関係課等と十分協議しながら、市町村内部（農業委員会等を含む。）の総合的な調整を行ったうえ、意見を都市計画課総括課長に提出するものとする。

ウ 都市計画課総括課長は、関係課長との調整の結果、当該開発計画の位置等について適正と認める場合、開発区域の面積が5ヘクタール以上のものにあつては岩手県開発審査会に中間報告し、開発計画者に対し技術的内容に関する事前指導の申出を行うべきこと並びに他の法令による土地利用に関する規制等に係る所要の手続を行うべきことを指導するものとする。

エ 都市計画課総括課長は、関係課長との調整の結果、当該開発計画の位置等について適正と認めない場合、開発計画者に対し、当該開発計画は不適当である旨理由を付して指導するものとする。

2 技術的内容に関する事前指導の手続

（1） 開発行為を行う土地の所在する区域が市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管する区域である場合

ア 申出書の進達

市町村長は、1の（1）アと同様の指導後、申出書の1部を保管し、他の2部を速やかに都市計画課総括課長あて、所管広域振興局土木部長に進達を行うものとする。併せて、様式第1号を添付するものとする。

イ 開発計画の技術的内容の審査及び指導

（ア） 市町村長は、内部で十分協議調整したうえ、技術的内容に関する意見を、所管広域振興局土木部長を経由して、都市計画課総括課長に送付するものとする。

（イ） 市町村長は、開発区域について、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する浸水想定区域その他の災害の発生のおそれがある区域及び開発行為を行うのに適当でない区域の有無を確認し、様式第1号を作成するものとする。

（ウ） 所管広域振興局土木部長は、内部で十分協議調整したうえ、技術的内容に関する意見を、都市計画課総括課長に送付するものとする。

（エ） 都市計画課総括課長は、法第33条及び土地区画整理法第6条の規定等による技術基準に適合し、よりよい市街地としての整備を図るために、特に留意すべき事項について審査するものとする。

また、より良い市街地としての整備や災害の発生のおそれのある区域の開発抑制を図るために、特に留意すべき事項について確認するものとする。

- (ウ) 都市計画課総括課長は、(ア)、(イ)及び(ウ)の結果並びに(エ)の審査・確認の結果により、指導事項がある場合は、その内容を添えて、文書指導するものとする。
- (2) 開発行為を行う土地の所在する区域が盛岡広域振興局の所管する区域（市街化調整区域を除く。）又は県南広域振興局の所管する区域である場合
- ア 申出書の進達
- 市町村長は、1の(1)アと同様の指導後、申出書の1部を保管し、他の1部を速やかに所管広域振興局土木部長に進達を行うものとする。併せて、様式第1号を添付するものとする。
- イ 開発計画の技術的内容の審査及び指導
- (ア) 市町村長は、(1)のイの(ア)及び(イ)と同様に、技術的内容に関する意見に、災害の発生のおそれがある区域及び開発行為を行うのに適当でない区域の有無を確認した結果を添えて、所管広域振興局土木部長に送付するものとする。
- (イ) 所管広域振興局土木部長は、(1)のイの(エ)と同様に審査・確認するものとする。
- (ウ) 所管広域振興局土木部長は、(ア)及び(イ)の結果により、指導事項がある場合は、その内容を添えて文書指導するものとする。

様式第 1 号（第 1 の 2 関係）

1 開発行為を行うのに適当でない区域の有無（法第 33 条第 1 項第 8 号 技術基準）

(1)	災害危険区域（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項）	（有・無）
(2)	地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項）	（有・無）
(3)	土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項）	（有・無）
(4)	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項）	（有・無）
(5)	浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項）	（有・無）

2 災害の発生のおそれのある区域の有無

(1)	浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項）	（有・無）
(2)	土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項）	（有・無）
	基礎調査により土砂災害が発生するおそれがあるとされた土地の区域（同法第 4 条第 1 項）	（有・無）
(3)	津波浸水想定に定める浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号）	（有・無）
	津波災害警戒区域（同法第 53 条第 1 項）	（有・無）
(4)	土石流危険渓流（県が公表している土砂災害危険箇所）	（有・無）
	地すべり危険箇所（県が公表している土砂災害危険箇所）	（有・無）
	急傾斜地崩壊危険箇所（県が公表している土砂災害危険箇所）	（有・無）
(5)	その他県又は市町村において把握している災害の発生のおそれのある区域 []	（有・無）